

平成29年第3回東大和市議会定例会会議録第17号

平成29年9月5日（火曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
企画財政部副参事	北田和雄君	秘書広報課長	五十嵐孝雄君
財政課長	川口莊一君	情報管理課長	菊地浩君
保険年金課長	越中洋君	保育課長	宮鍋和志君

生活福祉課長 川田貴之君
都市計画課長 神山尚君
下水道課長 廣瀬裕君
教育総務課長 石川博隆君

環境課長 関田孝志君
建築課長 中橋健君
区画整理課長 水村隆市君
社会教育課長 佐伯芳幸君

議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸報告

(1) 市長報告

(2) 議長報告

第 4 第 30 号議案 平成 28 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5 第 31 号議案 平成 28 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 第 32 号議案 平成 28 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 第 33 号議案 平成 28 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 第 34 号議案 平成 28 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 第 35 号議案 平成 28 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 10 第 4 号報告 平成 28 年度東大和市健全化判断比率について

第 11 第 5 号報告 平成 28 年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

第 12 第 20 号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

第 13 第 21 号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第 14 第 36 号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

第 15 第 37 号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

第 16 第 44 号議案 市道路線の認定について

第 17 第 38 号議案 平成 29 年度東大和市一般会計補正予算 (第 2 号)

第 18 第 39 号議案 平成 29 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第 19 第 40 号議案 平成 29 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第 20 第 41 号議案 平成 29 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第 21 第 42 号議案 平成 29 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

第 22 第 43 号議案 平成 29 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

第 23 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 23 まで

午前 9時29分 開会・開議

○議長（押本 修君） ただいまから、平成29年第3回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（押本 修君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（押本 修君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） それでは、報告させていただきます。

去る8月30日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります。本日9月9日より9月22日までの18日間といたします。

会議録署名議員は、3番 上林真佐恵議員、16番 佐竹康彦議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長・議長の諸報告の後、第30号議案から第35議案までの6議案を一括上程し、議長発議により決算特別委員会を設置して、これを付託いたします。第4号、第5号報告、第20号、第21号同意、第36号議案、第37号議案、第44号議案、第38号議案から第43号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

第44号議案につきましては建設環境委員会に審査を付託いたします。

9月6日から8日、11日、12日の5日間は一般質問となります。

9月13日から21日までの9日間は休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

9月13日、午前9時30分から総務委員会を、9月14日、午前9時半から厚生文教委員会を、9月15日、午前9時半から建設環境委員会を、9月19日、20日の両日、午前9時半から決算特別委員会を開催いたします。

また、19日午後1時から議会運営委員会を開催いたしますが、閉会中審査分の請願及び陳情、議員提出議案の提出などの審査案件がない場合は開催いたしません。

22日、最終日は、常任委員会審査報告、決算特別委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託を行い、継続審査、特定事件調査、議員派遣を議決した後、閉会となります。

決算特別委員会資料要求は、期限は9月7日、午後5時までといたします。

議員提出議案の受付締め切りは9月14日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の受付締め切りは9月19日、正午までであります。

案件の内訳についてですが、報告案件2件、同意案件2件、議決案件15件で、計19件となっております。

また、今定例会での一般質問通告者は16名であります。

委員会に審査を付託する陳情は4件であります。

定例会最終日の本会議終了後に、議員全員協議会が開催されます。

最初に本日9月5日を9月9日と間違えて言ったそうです。失礼いたしました。訂正いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（押本 修君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

3番 上 林 真佐恵 議員

16番 佐 竹 康 彦 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（押本 修君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月5日から9月22日までの18日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 諸報告

○議長（押本 修君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

〔市 長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、7月4日に東京都市長会の厚生部会が開催されました。

議事1の平成30年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。35項目の要望事項を取りまとめ、これを決定いたしました。

次に、同日、7月4日に東京都市長会環境部会が開催されました。

議事1の平成30年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。22項目の要望事項を取りまとめ、これを決定いたしました。

次に、7月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1の東京都多摩広域防災倉庫の一部活用開始についてであります。平成28年度に取得した旧立川政府倉庫を東京都多摩広域防災倉庫と改め、平成29年6月1日から一部の活用を開始したことについて、東京都から報告がありました。

次に、議事2の地域防災力向上事業について及び全国における平成28年度の災害事例等についてであります。市区町村と連携しながら、自治会などの自主防災組織への支援を拡充していくこと、及び平成28年度における全国の災害事例について、東京都から報告がありました。

次に、議事3の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。これまで以上に各市と情報を共有し、協力しながら円滑に大会準備を進めていくため、今後の取り組み事項を整理したことなどについて、東京都から報告がありました。

次に、議事4東京の自然公園ビジョンについてであります。利用の形態や利用者層が多様化している自然公園について、保護と利用の両立を図る総合的なビジョンを策定したことについて、東京都から報告がありました。

次に、議事5の国民健康保険制度改革に係る納付金等の算定方法（案）についてであります。東京都が財政運営の責任主体となった後における各市から東京都への納付金の算定方法案や、新制度の施行に向けて想定されるスケジュール等について、東京都から報告がありました。

次に、議事6の特殊詐欺の現状と今後の被害防止対策についてであります。ここ数年、減少傾向であった特殊詐欺被害認知件数が増加に転じていることから、被害防止対策として、広報啓発活動を実施することについて、警視庁から報告がありました。

次に、議事7の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。平成29年度第1回東京都後期高齢者医療広域連合協議会において協議、報告された事項について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

次に、議事8の平成30年度東京都予算編成に対する要望（案）についてであります。部会でそれぞれ協議した内容をもとに、昨年度より4項目多い93項目の要望事項を取りまとめ、これを決定いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定いたしました。

次に、7月25日に東京都市長会が開催されました。

議事につきましては、7月18日開催の東京都市長会役員会と同様であります。

次に、7月26日に平成30年度の東京都予算編成について、多摩地域としての要望を市長会会長が代表して副知事に行った後、市長会の部会ごとに東京都の各局に対し要望活動を行いました。

多摩地域の各市が行財政運営に苦慮していることを訴え、予算編成に当たって特段の配慮を求めました。

次に、8月18日に東京都市長会役員会が開催され、全ての議事について決定いたしました。

次に、同日8月18日に東京都市長会政策調査特別部会が開催されました。

議事1の多摩・島しょ広域連携活動助成事業の改正についてであります。多摩地域が取り組む観光地域づくりの具体化として、当該助成事業の区分に観光振興連携活動を新設する改正案が、市長会事務局より示され、これを決定いたしました。

次に、議事2の観光動態基礎調査等業務委託の実施についてであります。市長会事務局より、多摩全域を対象とする調査を委託実施する旨の提案があり、これを決定いたしました。

次に、8月25日から翌8月26日にかけて、埼玉県熊谷市及び群馬県太田市において、東京都市長会及び部会合同研修会が開催されました。

東京都市長会の議事につきましては、8月18日開催の東京都市長会役員会及び東京都市長会政策調査特別会における議事と同様であります。全ての議事について決定いたしました。

また、部会合同研修会では、外国語教育に関する国の構造改革特区認定を受けた教育機関を視察いたしました。

以上で、市長報告を終わります。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

[議長退席、副議長着席]

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

[議長 押本 修君 登壇]

○議長（押本 修君） それでは、平成29年第2回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

初めに、6月19日付で関野杜成議員から辞職願が提出されました。議会閉会中であつたため、地方自治法第126条のただし書きの規定により、同日付でこれを許可いたしました。会議規則第136条第2項の規定により、ここに報告いたします。

次に、5月31日に東京河川改修促進連盟理事会が調布市文化会館たづくりで開催されました。

議事では、平成28年度事業報告及び歳入歳出決算、並びに会計監査報告を承認し、平成29年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）、並びに平成29年度分担金（案）を原案どおり可決いたしました。

また、第55回総会及び促進大会（案）及び平成30年度役員（案）を承認いたしました。

次に、7月14日に東京河川改修促進連盟総会及び促進大会が調布市グリーンホールで開催されました。

議事では、平成28年度事業報告及び歳入歳出決算並びに会計監査報告を承認し、平成29年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

促進大会では、大会宣言に続き、大会決議が採択されました。

次に、7月18日に東京都北多摩議長連絡協議会定例総会が東京自治会館で開催されました。

議事では、会務報告のほか、平成28年度事業報告及び歳入歳出決算を報告のとおり認定し、平成29年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）を原案どおり可決いたしました。

また、平成30年度役員（案）を原案どおり可決いたしました。

次に、7月24日に第49回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会及び第36回多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会がパレスホテル立川で開催され、根岸建設環境委員会委員長とともに出席をいたしました。

議事につきましては、それぞれ平成28年度の事業報告、同歳入歳出決算及び平成29年度の事業計画（案）、同歳入歳出予算（案）を審議し、いずれも原案どおり承認いたしました。

その他、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会においては、役員改選が行われ、全員留任と決定いたしました。

次に、8月8日に東京都市議会議長会理事会在東京自治会館で開催されました。

議事では、平成29年5月29日以降の会務報告のほか、都県提出議案として豊島区から提出のありました「医

療的ケア児支援に関する要望」を東京都市議会議長会理事会として承認いたしました。

理事会終了後に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されましたが、先ほど御報告いたしました理事会の内容のとおり、定例総会におきましても報告、承認されました。

次に、8月10日に東京都北多摩議長連絡協議会研修会が東京自治会館で開催されました。研修会は首都大学東京大学院教授の市古太郎氏により、「回復力のあるコミュニティをつくる」と題して講演が行われました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 押本 修君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（押本 修君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第4 第30号議案 平成28年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 第31号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 第32号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 第33号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 第34号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 第35号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（押本 修君） 日程4 第30号議案 平成28年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5 第31号議案 平成28年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 第32号議案 平成28年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 第33号議案 平成28年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 第34号議案 平成28年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 第35号議案 平成28年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第30号議案から第35号議案までの6議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、20人の

委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

決算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する決算特別委員会議事会を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第10 第4号報告 平成28年度東大和市健全化判断比率について

○議長（押本 修君） 日程第10 第4号報告 平成28年度東大和市健全化判断比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました第4号報告 平成28年度東大和市健全化判断比率につきまして御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げるものでありますが、健全化判断比率につきましては、4つの指標が定められております。

4つの指標ですが、標準財政規模に対し、一般会計等の実質赤字額の割合を示す実質赤字比率、標準財政規模に対し、全会計の実質赤字額を示す連結実質赤字比率、標準財政規模等に対し、一般会計等において負担する地方債の元利償還金等の割合を示す実質公債費比率、そして標準財政規模等に対し、一般会計等において将来負担する実質的負債額の割合を示す将来負担比率であります。

これらの4つの指標のうち、いずれか1つの指標が別に定められる早期健全化基準以上の数値となった場合、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする財政健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、健全化判断比率の内容につきまして御説明申し上げます。

第1表、健全化判断比率をごらん願います。

平成28年度決算におけます実質赤字比率につきましては、一般会計の決算が黒字となり、赤字が生じていないことから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は12.68%であります。

連結実質赤字比率につきましても、一般会計及び5特別会計の平成28年度決算収支の合計が黒字となってお

りますことから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は17.68%であります。

実質公債費比率につきましては、実質的な公債費の減額等によりマイナス2.6%となりました。なお、早期健全化基準は25.0%であります。

将来負担比率につきましては、控除財源となる充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担額がマイナスとなりましたことから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は350.0%であります。

以上のように、平成28年度決算におきましては、健全化判断比率の4つの指標全てが早期健全化基準以下となっており、東大和市の財政は、これらの比率において健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 何点か伺います。

実質赤字比率、連結実質赤字比率については黒字、一般会計、それからほかの会計等も含めて黒字のために数字が出ないということですが、計算すればマイナスで数値は出てくると思いますので、それぞれについてどういう数字になるのか。

それから、4番の将来負担比率についても同様に、数値は出ると思いますので、その数値を教えてくださいと思います。

それから、将来負担比率については、東大和市の標準財政規模に比して将来負担額がどういうふうになってくるのかということだと思いますけれども、それぞれこの数値出すに当たって、将来負担額や充当可能財源、標準財政規模、算入公債費等の額というふうに基づいた数値があると思いますので、それらについても教えてくださいと思います。

○財政課長（川口荘一君） まず1点目の実質赤字比率、連結実質赤字比率、算定ルール上では報告した内容のとおり空欄となりますけれども、仮に数値としてマイナスの率をあらわした場合がございますが、一般会計の実質赤字比率につきましては、マイナスの9.04%となっております。そして連結実質赤字比率につきましては、マイナスの12.08%となっております。

次に、将来負担比率につきましても、算定ルール上は報告のとおり空欄となっておりますけれども、仮に将来負担比率マイナスの率であらわしますと、平成28年度決算におきましては、マイナスの8.7%となっております。

そして最後に、この将来負担比率の構成される内容でございますけれども、まず将来負担額につきましては、286億1,960万円ほどの額となっております。そしてこの将来負担から控除できる充当可能財源等ですね、こちらにつきましては、299億1,400万円ほどの額となっております。これが将来負担の分子に当たる数字でございます。そして分母に当たります、まず標準財政規模につきましては、165億2,100万円ほどの数値となっており、この標準財政規模から控除する基準財政需要額の算入公債費等の額につきましては、16億6,300万円ほどの数値となっております。

以上でございます。

○2番(尾崎利一君) 将来負担比率がマイナスになるっていうことは、分子か分母かどっちかマイナスになるっていうことで、分子がマイナスになるっていうことですが、東大和市が将来負担しなくてはならない負債の額よりも、それに充当される国や東京都からの財源及び特定財源のほうが上回るからマイナスになるっていうことだと思うんですけども、そうすると東大和市が今現在抱えているっていうか、負債、借金は国や東京都の財政措置及び特定財源によって賄える範囲のものだという理解でいいのかなど伺います。

○財政課長(川口荘一君) 将来負担比率における内容ということでございますけれども、現時点におきましては、市が抱えます将来の負担よりも、それに充当できる控除財源等のほうが多いということでございますので、この平成28年度決算におきましては、将来負担に関してはマイナスの数値ということで、健全性が保たれているというような内容でございます。

以上です。

○議長(押本 修君) 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(押本 修君) 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第4号報告を終了いたします。

日程第11 第5号報告 平成28年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

○議長(押本 修君) 日程第11 第5号報告 平成28年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長(小島昇公君) ただいま議題となりました第5号報告 平成28年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率につきまして御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御報告申し上げるものであります。

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合を示したものでありますが、この比率が別に定められる経営健全化基準以上の数値となった場合、議会の議決を経て、経営の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、その改善を内容とする経営健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計における資金不足比率につきまして、御説明申し上げます。

第1表、資金不足比率をごらん願います。

平成28年度決算における資金不足比率は、下水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計ともに資金不足が生じていないことから、算出数値は空欄となっております。

なお、この比率における経営健全化基準は20.0%であります。

以上のように、平成28年度決算におきましては、各会計の資金不足比率がともに経営健全化基準以下となっており、この比率において下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計の経営は健全な状況にあるもの

と考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第5号報告を終了いたします。

日程第12 第20号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（押本 修君） 日程第12 第20号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第20号同意 東大和市教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会委員のうち、岩田圭子委員の任期が平成29年9月30日をもちまして満了することに伴い、後任の委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました岩田圭子氏は、東大和市スポーツ推進委員として活躍されている一方で、平成25年10月1日から東大和市教育委員会委員を務めておられます。また、現在は東京都市町村教育委員会連合会常任理事としても活動しておられます。このことから、教育についての豊富な経験と広い識見を有し、スポーツを初めとした生涯学習に明るく、かつ人望も厚い岩田圭子氏が適任と考え、引き続き東大和市教育委員会委員として任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第20号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第13 第21号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（押本 修君） 日程第13 第21号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第21号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市固定資産評価審査委員会委員のうち、玉盛勝久委員の任期が平成29年9月30日をもって満了することに伴い、後任の委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました玉盛勝久氏は、弁護士及び税理士として活躍されている一方で、平成26年10月1日から東大和市固定資産評価審査委員会委員を務めておられます。また、現在は東京弁護士会税務特別委員会委員及び東京税理士会立川支部総務部監事としても活動しておられます。このことから、法務と税務の両方について広い識見を有し、固定資産の評価にも明るく、かつ人望も厚い玉盛勝久氏が適任と考え、引き続き東大和市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第21号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第14 第36号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第14 第36号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第36号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成29年度税制改正に伴い、地方税法等の改正が行われましたことから、その影響を受ける市税条例の規定のうち、平成29年3月31日に専決処分した以外の部分につきまして改正するものであります。

それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

今回は改正事項が多岐にわたるため、お手元に配付させていただきました第36号議案資料に基づきまして、御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開きください。

主な改正内容は2点ございます。いずれも固定資産税、都市計画税に関する改正であります。

まず、1点目は災害に関する税制上の軽減措置の常設化であります。

熊本地震を初め、災害が頻発していることを踏まえ、被災者の不安を早期に解消するとともに、復旧や復興の動きにおくれることなく税制上の対応を手当てする観点から、これまでその都度、地方税法の改正により手当てしてきた規定を常設化するものであります。

具体的には災害により滅失・損壊した家屋・償却資産にかわるものとして、市長が認めるものを被災者生活再建支援法が適用された区域内において取得等をした場合、当該被災代替家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税を最初の4年度分につきまして、2分の1に減額するものであります。

また、これまで災害により滅失・損壊した住宅の敷地であった土地につきまして、賦課期日において住宅が再建されていない場合であっても、被災後2年度分、当該土地を住宅用地とみなす被災住宅用地の特例が講じられておりますが、今回の法改正により、当該土地につきまして被災市街地復興推進地域に定められた場合には、被災住宅用地の特例期間をこれまでの2年度分から4年度分に拡充するものであります。

主な改正内容の2点目は、保育事業の用に供する固定資産における「わがまち特例」の導入であります。

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び利用定員5人以下の事業所内保育事業の用に供する固定資産につきましては、保育の受け皿の整備促進のため、これまでも固定資産税・都市計画税を軽減しております。さらに今回の法改正により、課税標準の特例割合を自治体が独自に定めて税負担を軽減することができる「わがまち特例制度」の対象として、これら保育事業の用に供する固定資産が追加されましたことから、地方税法の参酌割合に応じて、その特定割合を定めるものであります。

また、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けて設置した施設で企業主導型保育事業を行う場合、当該施設の用に供する固定資産につきましても、わがまち特例制度の対象に追加されました。これに伴い、地方税法の参酌割合に応じて、その特例割合を定めるものであります。

次に、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

議案資料の2ページをごらんください。

第48条の改正は、主な改正内容において申し上げましたとおり、災害により滅失・損壊した償却資産にかわる償却資産を取得等した場合の固定資産税の課税標準の特例に係る規定を整理するものであります。

第48条の2の改正につきましても、主な改正内容において申し上げましたとおり、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する固定資産につきましても、課税標準の特例を定めて固定資産税を軽減する「わがまち特例」を導入するために必要な規定を設けるものであります。

第48条の3の改正は、ただいま申し上げました第48条の2の新設に伴い、条の繰り下げを行うものであります。

第49条の2の改正は、居住用超高層建築物に係る税額の案分方法につきまして、他の区分所有に係る家屋と同様、区分所有者全員の協議で定めた補正方法の申し出に必要な規定を整備するものであります。

第49条の3の改正は、主な改正内容において申し上げましたことと関連いたしまして、被災市街地復興推進地域に定められた場合、特定被災共用土地に係る税額の案分方法につきまして、従前の供用土地に係る案分方法と同様とする特例の適用を、被災後4年度分に拡充するために必要な規定を整備するものであります。

第59条の3の改正は、主な改正内容において申し上げましたとおり、被災市街地復興推進地域に定められた場合、被災住宅用地の特例の適用を被災後4年度分に拡充するために必要な規定を整備するものであります。

第77条の改正は、文言の整理をするものであります。

付則第5条の改正は、控除対象配偶者の定義の変更に伴い、必要な規定を整備するものであります。

付則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例につきまして、適用期間を3年延長するために規定を整備するものであります。

付則第10条の改正は、先ほど申し上げました第48条の改正に伴い、規定を整備するものであります。

付則第10条の2の改正は、主な改正内容において申し上げましたとおり、企業主導型保育事業の用に供する固定資産等につきまして、課税標準の特例を定めて固定資産税を軽減する「わがまち特例」を導入するために

必要な規定を設けたものであります。

付則第17条の2の改正は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきまして、適用期間を3年延長するために規定を整備するものであります。

議案資料の3ページをお開きください。

付則第18条の6の改正は、文言の整理をするものであります。

付則第18条の10の改正は、先ほど付則第10条の2のところでも申し上げました企業主導型保育事業の用に供する固定資産につきまして、固定資産税と同様に都市計画税にも課税標準の特例を定めて、都市計画税を軽減する「わがまち特例」を導入するために必要な規定を設けるものであります。

付則第18条の11の改正は、市民緑地の用に供する土地につきまして、課税標準の特例を定めて都市計画税を軽減する「わがまち特例」を導入するために必要な規定を設けるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1条は施行期日の規定で、この条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、一部の改正規定につきましては、平成31年1月1日とするものであります。

附則第2条から附則第4条までは、それぞれ市民税、固定資産税及び都市計画税に関する経過措置の規定で、この条例による改正後の各税目の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（上林真佐恵君） 1点確認させてください。

災害に関する軽減措置のところなんですけれども、1番の被災代替家屋の特例のところなんですけれども、これ改正前は災害時に個別に措置ということだったんですが、災害ごとにこの減額の内容が違っていただろうか、同じだったのかどうか、その点だけ確認させてください。

○市民部長（村上敏彰君） 1点目の被災代替家屋の焼却資産特例につきましては、これまでも災害が起きるたびに地方税法で条例改正をしていたものでございますが、それを恒久化したということで、中身につきましては変わりございません。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第36号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 第37号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第15 第37号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第37号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、今後予定されている都営東京街道団地の後期建てかえ事業の実施を契機としまして、安全に安心して住み続けることができる住宅市街地の形成を図るため、用途地域等の変更とあわせて、東京街道団地地区地区計画を決定し告示したことから、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づきまして、当該地区計画に位置づけました建築物に関する制限を条例に規定するための改正であります。この改正によりまして、当該地区計画に位置づけた建築物に関する制限は、建築基準法上の制限として、建築確認の対象となりますことから、地区計画の内容の確実な実現を図ることができるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

別表第1であります。8の項といたしまして、東京街道団地地区を新たに加える改正であります。

別表第2につきましても、8の項といたしまして、東京街道団地地区を加え、建築物の用途の制限、容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を行うものであります。

附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第37号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 第44号議案 市道路線の認定について

○議長（押本 修君） 日程第16 第44号議案 市道路線の認定について、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第44号議案 市道路線の認定につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本議案は、立野3丁目の宅地開発事業により、築造されました道路が市に寄附されましたので、道路法第8条第1項の規定に基づき、新たに市道路線として認定するものであります。

認定する路線は市道第1492号線で、起点が立野3丁目1222番25先、終点が立野3丁目1222番13先、幅員は5メートル、延長は73.05メートルであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） ここで10分間、休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時33分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

日程第17 第38号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第2号）

○議長（押本 修君） 日程第17 第38号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第38号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成29年度の予算執行も期間半ばに差しかかっておりますが、歳入におきましては、平成28年度決算に基づく剰余金や、平成29年度普通交付税の金額が確定し、歳出におきましては、決算剰余金の一部の基金への積み立て、平成30年4月に新規開設等を予定しています小規模保育園の施設整備補助、太陽光発電によるLED照明設備として自立型ソーラースタンドの公園等への設置のための予算の計上等、歳入歳出予算の補正が必要になりました。

また、これらに加えて、債務負担行為の変更や、地方債の変更が必要になりますことから、御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億3,536万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ321億2,863万5,000円とするものであります。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第8款の地方特例交付金は245万6,000円の減額で、平成29年度の交付額の決定に伴う減額であります。

第9款の地方交付税は2億3,821万5,000円の増額で、平成29年度の交付額の決定に伴い、普通交付税を増額するものであります。

第13款の国庫支出金は1億2,460万3,000円の増額で、保育所等整備交付金の増額等であります。

第14款の都支出金は3,278万9,000円の増額で、待機児童解消区市町村支援事業補助金の増額等であります。

第17款の繰入金金は1億6,506万9,000円の減額で、基金繰入金金の減額と、平成28年度の精算に伴います特別会計繰入金金の計上によるものであります。

第18款の繰越金は12億9,453万2,000円の増額で、平成28年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第19款の諸収入は4,265万3,000円の増額で、東京都環境公社からの自立型ソーラースタンド普及促進事業補助金や、平成28年度の精算に伴います過年度の国庫負担金の計上等であります。

第20款の市債は7,009万7,000円の増額で、臨時財政対策債等の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は2億5,708万5,000円の増額で、企画業務費の増額や、平成28年度の精算に伴います福祉関係返還金の計上等であります。

第3款の民生費は1億4,719万円の増額で、民間保育園運営委託補助事業費及び小規模保育事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は852万2,000円の増額で、害虫等駆除事業費等の増額であります。

第8款の土木費は688万8,000円の減額で、道路補修事業費等の増額や下水道事業特別会計繰出金等の減額によるものであります。

第9款の消防費は347万3,000円の増額で、災害対策事業費等の増額であります。

第10款の教育費は7,871万5,000円の増額で、小中学校運営費及び体育施設運営費等の増額であります。

第12款の諸支出金は11億4,726万7,000円の増額で、基金積立金（原資分）の増額であります。決算剰余金の2分の1に相当する額を財政調整基金に積み立て、その他、一般会計減債基金及び公共施設等整備基金に積み立てるものであります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表債務負担行為補正で、1の変更であります。

変更する事項は、平成29年度に契約する電算システム及び電算機器等に係る賃借料で、東京都共同利用型の被災者生活再建支援システム用の端末等を賃借することに伴うものであります。期間は補正前と同じとし、限度額を2億7,003万5,000円に変更するものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第3表地方債補正で、1の変更であります。

都市計画道路3・5・20号線用地買収事業につきましては、積算内容の変更に伴い、限度額を4,200万円から4,250万円に変更し、臨時財政対策につきましては、発行可能額の確定に伴い、限度額を11億5,000万円から12億1,959万7,000円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（田代雄己君） これより事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

8款地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金は245万6,000円の減額であります。平成29年度の交付額の決定に伴いまして減額するものであります。

9ページをお開きください。

9款地方交付税、1項1目1節地方交付税は2億3,821万5,000円の増額であります。平成29年度の普通交付税の交付額が17億3,821万5,000円に決定しましたので、当初予算との差額について増額するものであります。

11ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金は1億2,460万3,000円の増額であります。

1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は796万9,000円の増額であります。社会保障・税番号制度に係るシステム整備等補助金は796万9,000円の計上ですが、個人番号カードへの旧姓表記などを行うための社会保障・税番号制度関連システム修正委託料に係るものであります。

2目民生費国庫補助金は1億1,663万4,000円の増額であります。

2節児童福祉費補助金は1億1,517万6,000円の増額であります。

保育対策総合支援事業費補助金は2,133万3,000円の増額ですが、平成30年4月に増設を予定しております、れんげ第二桜が丘小規模保育園の施設整備に対するものであります。

次の保育所等整備交付金は9,384万3,000円の増額ですが、平成30年4月に新設を予定しております（仮称）グリーンタウン小規模保育園及び（仮称）向原小規模保育園の施設整備に対するものであります。

3節生活保護費補助金は145万8,000円の増額であります。生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は145万8,000円の増額ですが、被災者の被保護者の資産管理専門業務委託料に係るものであります。

13ページをお開きください。

14款都支出金、2項都補助金は3,278万9,000円の増額であります。

1目総務費都補助金、2節総務管理費補助金は140万4,000円の増額であります。多摩の魅力発信支援補助金は140万4,000円の計上ですが、市の魅力を情報発信するための不動産情報サイトへの広告掲載等委託料に係るものであります。

2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は3,115万8,000円の増額であります。

子育て支援課の子ども家庭支援包括補助事業補助金は60万円の増額ですが、平成30年4月に新設を予定しております（仮称）グリーンタウン小規模保育園及び（仮称）向原小規模保育園におけます非常通報装置の整備に対するものであります。

保育課の保育所等におけるICT化推進事業補助金は900万円の計上ですが、民間保育園におけます業務効率化推進事業に対するものであります。

待機児童解消区市町村支援事業補助金は2,155万8,000円の増額ですが、小規模保育園3園の施設整備に対するものであります。

8目教育費都補助金、5節保健体育費補助金は、22万7,000円の増額であります。

スポーツ振興等事業費補助金は22万7,000円の増額ですが、多摩湖駅伝大会の招待選手への謝礼等に係るものであります。

15ページをお開きください。

17款繰入金金は1億6,506万9,000円の減額であります。

1項基金繰入金金は3億7,672万3,000円の減額であります。

1目1節財政調整基金繰入金金は3億3,172万3,000円の減額であります。補正予算第2号の財源調整としまして、財政調整基金の取り崩しを減額するものであります。

2目1節一般会計減債基金繰入金金は4,500万円の減額であります。平成28年度の決算剰余金の確定等に伴う補正予算第2号の財源調整としまして、一般会計減債基金の取り崩しを皆減するものであります。

2項特別会計繰入金金は2億1,165万4,000円の計上であります。

1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金金は5,803万6,000円の計上であります。平成28年度の精算に伴いま

して計上をするものであります。

3目1節介護保険事業特別会計繰入金は1億1,743万2,000円の計上であります。平成28年度の精算に伴いまして計上をするものであります。

4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は3,618万6,000円の計上であります。平成28年度の精算に伴いまして計上をするものであります。

17ページをお開きください。

18款繰越金、1項1目1節繰越金は12億9,453万2,000円の増額であります。平成28年度の決算剰余金の確定に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。

19ページをお開きください。

19款諸収入、5項雑入は4,265万3,000円の増額であります。

1目1節雑入は1,022万5,000円の増額であります。

地域環境力活性化事業補助金は22万5,000円の計上ですが、アライグマ・ハクビシンの防除等に対します東京都環境公社からの補助金であります。

自立型ソーラースタンド普及促進事業補助金は1,000万円の計上ですが、太陽光発電によるLED照明設備として、自立型ソーラースタンドの設置に対します東京都環境公社からの補助金であります。

4目過年度収入は3,242万8,000円の計上であります。

1節国庫負担金は2,204万8,000円の計上であります。過年度児童手当国庫負担金は253万4,000円、過年度地域型保育給付費国庫負担金は574万円、過年度認定こども園等施設型給付費国庫負担金は1,311万8,000円、過年度幼稚園施設型給付費国庫負担金は65万6,000円の計上ですが、いずれも平成28年度の精算に伴います過年度収入であります。

3節都負担金は1,038万円の計上であります。過年度児童育成手当都負担金は62万3,000円、過年度地域型保育給付費都負担金は287万円、過年度認定こども園等施設型給付費都負担金は655万9,000円、過年度幼稚園施設型給付費都負担金は32万8,000円の計上ですが、いずれも平成28年度の精算に伴います過年度収入であります。

21ページをお開きください。

2款1項市債は7,009万7,000円の増額であります。

4目土木費、2節都市計画債は50万円の増額であります。都市計画道路3・5・20号線用地買収事業債は50万円の増額ですが、起債額の積算内容の変更に伴うものであります。

9目1節臨時財政対策債は6,959万7,000円の増額であります。平成29年度の発行可能額の確定に伴い増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は16億3,536万4,000円の増額で、補正後の予算額は321億2,863万5,000円となるものであります。

済みません、1点訂正させていただきたいと思っております。

21ページのところで、20款1項市債はというところを、私2款と申し上げたようですので、20款ということで訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

23ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費は2億5,708万5,000円の増額であります。

2目文書費、1の文書事務費は62万7,000円の増額であります。ファイリングキャビネット購入費の計上
であります。

7目企画費、1の企画業務費は328万7,000円の増額であります。オリジナルの出生届の作成に係る印刷製
本費の増額と、市の魅力を情報発信するための不動産情報サイト広告掲載等委託料の計上
であります。

10目電算管理費は1,026万9,000円の増額であります。1の情報システム管理・運営事業費は240万9,000円の
増額であります。東京都共同利用型被災者生活再建支援システムの導入に伴う基幹系システム等修正委託料
の増額等
であります。

2の社会保障・税番号制度関連システム整備事業費は786万円の増額であります。個人番号カードへの旧
姓表記などに係る社会保障・税番号制度関連システム修正委託料の増額
であります。

25ページをお開きください。

13目市民センター費は252万4,000円の増額であります。

2の奈良橋市民センター管理費は40万3,000円の増額。

5の上北台市民センター管理費は118万円の増額。

10の向原市民センター管理費は48万2,000円の増額。

12の新堀地区会館管理費は25万5,000円の増額。

13の清原市民センター管理費は20万4,000円の増額
ありますが、いずれも施設修繕料の増額
であります。

15目諸費は2億4,037万8,000円の増額
あります。

1の市税過誤納還付金等は800万円の増額
ありますが、今後の還付金等の見込みによるもので
あります。

2の福祉関係返還金から、次の28ページになります。11の衛生関係返還金までの7課分の合計2億3,237万
8,000円の計上
ありますが、平成28年度の精算に伴います国や東京都への返還金の計上
あります。

29ページをお開きください。

3款民生費は1億4,719万円の増額
あります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は1,848万7,000円の減額
あります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は140万5,000円の増額
ありますが、今回の特別会計の補正予算に伴
うもので
あります。

4の介護保険事業特別会計繰出金は15万7,000円の増額
ありますが、今回の特別会計の補正予算に伴
うもので
あります。

5の後期高齢者医療特別会計繰出金は2,004万9,000円の減額
ありますが、今回の特別会計の補正に伴
うもので
あります。

2項児童福祉費、2目児童措置費は1億6,373万3,000円の増額
あります。

2の民間保育園運営委託補助事業者費は1,200万円の増額
ありますが、民間保育園6園に係る業務効率化
推進事業補助金の計上
あります。

7の小規模保育事業費は1億5,173万3,000円の増額
ありますが、平成30年4月に新設等を予定して
おられますれば第二桜が丘小規模保育園、(仮称)グリーンタウン小規模保育園及び(仮称)向原小規模保育園に係
る施設整備補助金等の計上
あります。

31ページをお開きください。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、2の生活保護事務費は194万4,000円の増額であります、被保護者の年金受給資格の確認等に係る資産管理専門業務委託料の計上であります。

33ページをお開きください。

4款衛生費は852万2,000円の増額であります。

1項保健衛生費は183万1,000円の増額であります。

6目環境衛生費、1の害虫等駆除事業費は45万円の増額であります、アライグマ・ハクビシン防除等委託料の計上等であります。

8目公害対策費、1の公害対策事業費は138万1,000円の増額であります、庁用自動車購入費等の計上で、経年による更新であります。

2項清掃費、2目塵芥処理費、1のごみ処理事業費は669万1,000円の増額であります、庁用自動車購入費の計上等で、経年による更新であります。

35ページをお開きください。

8款土木費は688万8,000円の減額であります。

1項土木管理費、1目土木総務費、2の土木管理事務費は9万1,000円の増額であります、専門研修参加負担金の増額であります。

2項道路橋りょう費は2,334万円の増額であります。

1目道路維持費、4の道路補修事業費は1,500万円の増額であります、今後の道路補修費の見込みによるものであります。

2目道路新設改良費、1の市内道路改良事業費は834万円の増額であります、橋梁修繕の工事内容の増加に伴う市道舗装補修及び道路改良工事費等の増額であります。

3項都市計画費は3,031万9,000円の減額であります。

1目都市計画総務費、3の都市計画事務費は123万2,000円の増額であります、都市計画図等作成委託料の計上であります。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は4,244万5,000円の減額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

37ページをお開きください。

3目公園費、1の公園管理費は1,334万9,000円の増額であります、自立型ソーラースタンド設置工事費等の計上で、太陽光発電によるLED照明設備として、市内公園等に8基の設置を予定しております。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は245万5,000円の減額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

39ページをお開きください。

9款1項消防費は347万3,000円の増額であります。

3目消防施設費、1の消防施設管理費は19万5,000円の増額であります、消火栓の標識等に係る施設維持改修工事費の計上であります。

4目災害対策費、1の災害対策事業費は327万8,000円の増額であります、東京都共同利用型被災者生活再建支援システム提供委託料や、全国瞬時警報システム受信機更新委託料の計上等であります。

41ページをお開きください。

10款教育費は7,871万5,000円の増額であります。

1項教育総務費、3目教育指導費、4の児童・生徒指導事業費は190万円の増額であります。普通学級介助員等賃金の計上であります。

2項小学校費、1目学校管理費は1,530万2,000円の増額であります。

1の小学校運営費は409万2,000円の増額であります。施設修繕料及び施設維持改修工事費の増額であります。

2の小学校環境整備事業費は1,121万円の増額であります。第八小学校プール改修工事費の計上であります。

3項中学校費、1目学校管理費、1の中学校運営費は1,489万9,000円の増額であります。理科の実験台に係る備品修繕料及び学校運営備品購入費の増額と、施設維持改修工事費の増額であります。

43ページをお開きください。

社会教育費は1,874万5,000円の増額であります。

1目社会教育総務費、4の成人式事業費は31万3,000円の増額であります。式典を円滑に進めるために、会場設営委託料等を増額するものであります。

2目公民館費は437万1,000円の増額であります。

1の中央公民館事業費は353万9,000円の増額であります。学習室の椅子の更新に伴う消耗品費の増額等があります。

3の狭山公民館事業費は83万2,000円の増額であります。施設修繕料の増額と電話設備更新工事費の計上であります。

3目図書館費、1の中央図書館管理費は1,406万1,000円の増額であります。施設修繕料の増額とエレベーター更新工事費の計上であります。

45ページをお開きください。

5項保健体育費は2,786万9,000円の増額であります。

1目保健体育総務費、3のスポーツ振興事業費は45万5,000円の増額であります。多摩湖駅伝大会の招待選手に係る謝礼等の増額であります。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は2,137万円の増額であります。平成30年度に予定しております桜が丘市民広場バリアフリー化工事に係る土壌調査委託料と、市民プールろ過装置配管等改修工事費の計上であります。

3目学校給食費、2の学校給食センター運営費は604万4,000円の増額であります。給食用の箸の購入等に係る消耗品費の増額と、配膳台購入費の計上等であります。

47ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は11億4,726万7,000円の増額であります。財政調整基金は、平成28年度の決算剰余金が確定したことによりまして、その2分の1に相当する額の7億4,726万7,000円を積み立てするものであります。

一般会計減債基金は、今後の公債費負担等に備えるため、決算剰余金の一部の1億円を積み立てるものであります。

公共施設等整備基金は、今後の公共施設等の老朽化対策や更新に備えるため、決算剰余金の一部の3億円を

積み立てるものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は16億3,536万4,000円の増額で、補正後の予算額は321億2,863万5,000円となるものであります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（上林真佐恵君） 2点確認させていただきます。

30ページの小規模保育事業費のところ平成30年4月、3園開設予定ということですが、それぞれの定員と、あと場所をもうちょっと詳しく知りたいのと、あと連携先どこになるのか確認させてください。

続いて、42ページの普通教育指導費のところ、普通学級介助員等賃金増額ということなんですが、これは介助員そのものがふえたのか、もしくは1人当たりの賃金が増額になったのか、確認させてください。

○保育課長（宮鍋和志君） 補正予算書30ページ、小規模保育事業の開設に関することでございます。

今回、小規模保育園2施設の新設と1施設の拡充ということで、費用を計上させていただいております。3カ所ございますが、まず1つですね。（仮称）グリーントウン小規模保育園、こちらは場所が立野3丁目1,293番地、現立野みどり保育園の移転後の施設に、学童保育所と併設して小規模保育園を新設するものでございます。定員でございますが、ゼロ歳児が8人、1歳児が8人、合計16人を予定しております。

なお、連携施設でございますが、立野みどり保育園、移転先の立野みどり保育園でございますね。こちらに2歳児以降は立野みどり保育園に優先入園できるということで予定してございます。

続きまして、2園目でございます。

（仮称）向原小規模保育園でございます。こちら場所は向原1の4の1、現向原保育園の北側に法人が敷地と建物を所有してございます。そちらの建物を増改築して小規模保育園を新設するものでございます。本園とは別の独立した小規模保育園になります。定員でございますが、11人の予定です。1歳児が5人、2歳児が6人でございます。連携施設につきましては、この法人が運営する3保育園、高木保育園、向原保育園、大和南保育園、このいずれかに優先入園できるということで考えております。

続きまして、3園目ですね。れんげ第二桜が丘保育園、（仮称）ですね。ごめんなさい、こちら仮称ではございません。れんげ第二桜が丘保育園の増設でございます。現施設は桜が丘3の44の17、コーシャハイム玉川上水3号棟の103というところがございますが、それと通路を隔てて真向かいに桜が丘3の44の17、コーシャハイム玉川上水5号棟103というところがございます。そちらの店舗が東京都住宅供給公社さんの持っている空き店舗でございますので、こちらを活用して、現在の小規模保育の増設として施設を整備いたします。定員でございますが、現在10人でございますが、9人ふえて19人にする予定です。増設後はゼロ歳児を3人ふやします。1歳児を8人ふやします。ごめんなさい、ゼロ歳児を3人、1歳児を3人、2歳児を3人、合計9人をふやして10プラス9で19人にする予定でございます。

連携施設につきましては、同じ法人が運営する4保育園、れんげ桜が丘、れんげ上北台、れんげ保育園本体、れんげ南街保育園、以上4つの保育園に優先的に入園できるということになります。

以上でございます。

○教育総務課長（石川博隆君） 次の普通学級の介助員等の賃金の増額に関してでございますけれども、42ページ、普通学級介助員等賃金増額の関係でございますが、小学校に2人介助に必要な児童が在籍しているという

形で、介助の必要なお子様がここでふえたということになってございます。

失礼しました。2人に伴いまして、介助員をお二人ふやしたという形でございます。

以上です。

○4番(実川圭子君) 23ページの企画費、企画業務費の13の委託料なんですが、不動産情報サイト広告掲載等委託料というのは、市が広告を出すということなのでしょうか。その不動産情報サイトというのもののようなものなのか教えてください。

それから、33ページ、環境衛生費の委託料でアライグマ・ハクビシン防除等委託料なのですが、これは件数が増加しているということなのでしょうか。どのような、どの程度増加しているのか教えてください。

それから、37ページ、公園費、公園管理費の委託料、自立ソーラースタンド設置ということで、8台設置するというようなお話だったと思いますけれども、これを設置することで、例えばこれまで使っていた街路灯などを置きかえてこちらにしていくのか。その設置することによる電気代などの効果ですとか、あとは太陽光ソーラーで発電するというようなので、その発電をしている発電量などが目に見えるような形でパネルなどが設置されるのか、市民の方にそういった啓発の効果などをどのように捉えているのか教えてください。

○企画財政部副参事(北田和雄君) 補正予算書24ページ、企画業務費の不動産情報サイト広告掲載料ですけれども、これは東大和市の魅力を外に発信するために市が広告を行うものでございます。サイトですけども、不動産サイトと申しましても、転居を考える際に検索するサイトが幾つかございます。そういった不動産サイトに広告を打つんですが、具体的にはSUUMOという不動産サイトでございます。なぜこのサイトになるかと申しますと、まず認知度が非常に高いサイトであるということと、不動産サイトで自治体の広告を扱っているサイトはこのサイトしか今のところございませんので、このサイトで市の広告を考えているということでございます。

以上です。

○環境課長(関田孝志君) 補正予算書33ページのアライグマ・ハクビシンの関係でございます。

こちらにつきましては、件数のほうが前々年ですね、二十数件だったのが前年は50件ということで、相談件数がとてもふえていると。また近隣市においても、この事業を始めているところもあり、東京都としては都内全域の駆除、防除ですね、を実施していきたいという考えに東大和も賛同した中での事業開始というふうに考えてございます。

続きまして、ページがですね、37ページですね。自立型ソーラースタンドの関係でございます。

こちらにつきましては、8基予定してございます。場所によっては置きかえというような形で置きかえる場所もございしますが、増設というところもございします。また、この発電において置きかえるところについては当然のように、今まで設置していたものを取りますので、電力については減という形にはなりますが、それが全てではないと。また、その発電量のパネル等についてはですね、設置の仕様にはなってございません。これは東京都全域で行うものについて、そういった仕様にはなっていないという状況でございます。

以上でございます。

○4番(実川圭子君) 前半の2つは了解しました。最後の、ごめんなさい、37ページの公園管理費の自立型ソーラースタンドについてなんですが、置きかえるところと増設のところというのがあるということなんですが、それぞれ何基ずつなのかということをお教えください。お願いします。

○環境課長(関田孝志君) 補正予算書37ページ、ソーラースタンドでございます。

現在のところ予定しているのは、置きかえは3基で増設が5基という考えでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） 3点聞かせていただきます。

31ページ、生活保護事務費で資産管理専門業務委託料ということが計上されておりますけれども、これはどのような法律改正によって変化があったことによるものなのか。また、どのような業務を委託するのか、対象人数の方はどれぐらいなのか、また市の財政に対する今後の影響についてお聞かせください。

続きまして、41ページの小学校環境整備事業費の中の八小のプールの改修工事の具体的な内容について教えてください。

続きまして、45ページの体育館施設運営費の中の市民プールろ過装置の改修工事の内容につきましても、教えていただければと思います。

以上です。

○生活福祉課長（川田貴之君） 補正予算書31ページ、資産管理専門業務委託料についてでございます。

平成29年8月1日から改正年金機能強化法によりまして、年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されました。これに伴いまして、被保護者も新たに年金の受給資格を得る方が多く見込まれております。このため資産管理専門員が被保護者の年金の手続漏れがないよう、年金庁舎や被保護者と年金事務所に同行するなど、確実に受給の手続を行うよう支援するものでございます。

また、そのほか年1回の全被保護者、全世帯を対象としました資産申告に関する資産調査や返還金に関する相続人調査などの債権管理などを業務内容としております。

現時点で把握している対象者ですけれども、131名ほどになります。

効果ですが、全員が手続を行いますと、年間で1,800万円ほどの収入になる予定でございます。

以上でございます。

○建築課長（中橋 健君） 補正予算書41ページ、学校の環境改善の第八小学校のプールの改修工事につきまして

でございますが、内容といたしましては、プール槽内の塗装の剥がれ、またプールサイドのタイルのひびがございまして、こちらの改善をするためにプール専用のシートを張って改修いたします。

また、そのほか機械室周りの外壁の塗りかえ、またプールの周りのフェンスの網の張りかえもあわせて行う予定でございます。

以上でございます。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 補正予算書46ページ、体育施設運営費における市民プールろ過装置の配管等改

修工事費についての御質問をいただきました。これにつきましては、市民プールにございます4台のろ過装置、幼児用プール、25メートルプール、流水用プールが2台、合計4台のろ過装置の古くなりました配管の交換と、その水を浄化するための中にありますろ材の交換、それとそのろ材の中の内側の塗装、外側の塗装の工事をやる内容でございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） はい、ありがとうございます。

最初の保護費のことにつきましては、御本人それぞれの受給者の方の毎月の収入は年金でも保護費でも一緒だと思いますので、そういうことを促進するために丁寧な対応をとっていただくということで、理解をいたしました。この年金受給の期限の短縮化というのは、我が党でも取り組んできたことでございまして、やはり掛

けたものに対して、今まで受給できなかったけれども、短くすることで今まで自分が掛けてきたものをきちんといただくということで、いろんな意味があると思っております。1,800万円の効果があるということで、期待をしております。意見だけです。

その後のプールのことに関しましても、要望というか意見なんですけれども、以前一般質問でも取り上げさせていただいたことがございますが、市内にはそうやって考えますと16個のプールがあります。一つ一つを見ていくと、補修がそれなりに発生してきて大きな金額がかかっていくんだなというふうに改めて思っております。これも今後、公共施設を見直していく上でどういうふうに考えていくのか。今は市民プールのプールと学校教育のプールと別々な扱いになっていると思うんですけれども、過去にも一度言わせていただきましたけれども、佐倉市におきましては、プールを屋内プールに変えたことで、学校のカリキュラム等も見直しをすると、屋内プールは雨天に係わらず使えますし、全季節を通して使えるということで、個数を減らすということをしたという事例をお話しさせていただきましたけれども、今後公共施設を見直していくという横ぐしを刺していくという中では、こういうプールのような施設も今後考慮していただければと思います。

以上です。要望です。

○17番（荒幡伸一君） 1点だけ確認をさせていただきます。

24ページの需用費ですけれども、印刷製本費増額とございます。こちらがどのような内容でいつから始まるのか、お教えいただければと思います。

○企画財政部副参事（北田和雄君） 補正予算書24ページ、企画業務費の11番、需用費の印刷製本費の内容でございますが、これはオリジナル出生届の印刷でございます。内容としましては、複写式の出生届を印刷して、それを対象者の人にお配りし、それで出生届を出していただくと、1枚目は市のほうに提出されますが、複写された2枚目が御本人に残るという形のものでございます。実施時期は予算成立後契約をして、印刷を経て、できたら1月初めから配布を始めたいというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 何点か伺います。

まず、歳入のところでは9ページの地方交付税が増額されるわけでございますけれども、基準財政需要額、または収入額等の差額で毎回決まるというに認識をしておりますが、今回増額になる要因はどのように分析をされていらっしゃるのか、お尋ねをしたいと思います。

続いて、24ページの情報システム管理運営事業費でありますけれども、一貫して取り組みをお願いしてまいりました被災者支援システムの導入が東京都の共同利用型を活用して取り組まれるということで、ようやく予算計上していただいたところでございますが、この基幹系システムの修正委託料も、これに関連しての内容だというふうに御説明があったかと思っておりますけれども、この224万7,000円については1回限りの計上ということで済むのかどうか。

それから、あと使用料及び賃借料で上がっております金額、また40ページの災害対策事業費で計上されておりますシステム提供委託料等については、これは金額が少ないわけですが、これは恐らく単年度の契約ということでの金額だと思いますが、これがいつからの契約ということになるのか。また、これが毎年毎年契約していくとなると、年間を通じての予算の見込みがどのようになっているのかということをお尋ねしたいと思います。

また、システムを当然導入しただけでは運営はできないわけございまして、職員の皆様の研修や、また具

体的な稼働時期、また体制の整備、構築等についてはどのような予定を考えていらっしゃるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○**財政課長（川口 荘一君）** 補正予算書9ページの普通交付税の増額内容でございますけれども、まず全体的な部分で申し上げますと、当初予算の比較で基準財政収入額が約1億8,400万円の増額算定となりました。

一方、基準財政需要額でありますけれども、当初予算との比較で約4億3,200万の増額算定となったことによるものでございます。特に基準財政需要額におきまして、高齢者福祉費という算定項目がございます。その高齢者福祉費が当初の見込みより約3億1,700万円の算定結果になったことがですね、基準財政需要額の増額につながり、今回の普通交付税の増額補正に至ったということでございます。

以上です。

○**情報管理課長（菊地 浩君）** 補正予算書24ページ、まず情報システム管理運営事業費における基幹システム修正委託料のことであります。

これは東京都共同利用型被災者生活再建支援システムを導入するに当たりまして、災害時に使用するデータを基幹システムから一定のファイル形式で取り出すためのシステム修正費であります。したがって、これにつきましては、導入時だけの費用負担ということで考えております。

続きまして、14使用料、賃借料における共同利用型被災者生活再建支援システム用端末等賃借料については、平成30年1月からを予定しておりますけれども、今年度は10万8,000円、年間で通しますと約40万円弱の負担になるかと思っております。

続きまして、これを運営するに当たりましては、先ほど議員おっしゃるとおり、その操作の説明並びにこれを使うときの罹災証明の発行用としまして、その調査にかかわる費用なんかも、検証なんかも今後必要になると思っております。それについては別途調整して考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○**総務部長（広沢 光政君）** 何点か補足をさせていただきます。

今の研修の関係でございますが、これは共同運営ということで東京都が主体になっているわけですが、東京都のほうが主体となりまして研修等も行うということで、操作方法を初めとした研修も行われるということになっております。

それから、40ページのほうのシステム提供委託料の関係でございます。

こちらもここで計上していますのは3カ月間の計上でございます。御質問者おっしゃいますとおり、基本的には、これ人口割等で提供料が決まっておりますが、本市の場合、月が12万5,000円、これの1年分ですと12カ月ということで、年間150万円ほどの提供料が必要になってくるというものでございます。

以上でございます。

○**18番（中間 建二君）** そうしますと、被災者生活再建支援システムのほうでございますけれども、職員研修等についてはこれからだということですが、具体的なスケジュールといいますか、当然このシステムそのものはできるだけ多くの職員の皆様が使いこなせるような体制をつくっていかねばいけないかと思うんですが、東京都の研修に参加される方は恐らく少人数の方だと思いますので、そのあたりの全体的な職員の皆様のいわゆるスキルアップというようなものについてはどのように考えていらっしゃるのか、再度伺いたいと思っております。

○**総務部参事（東 栄一君）** 予算書39ページの被災者生活再建支援システムの御質問でございますけれども、

現在ですね、実は研修につきましては、現在でも協議会を設立した後に実施してございます。これから定期的
に実施することになりますけれども、現時点では罹災証明を実際に進める課税課等のですね、職員が中心にな
ると思います。今議員さんからもお話がありましたとおりですね、比較的多くの方の職員の利用できれば、そ
れはもうそれにこしたことはないことでございますので、基本的に協議会のほうに、その辺の話も含めて伝え
て、今後について考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 次の25ページの市民センター費ですけれども、各それぞれ修繕の増額がされてお
りますけれども、上北台市民センターの増額の修繕の内容についてお聞かせください。

○市民部長（村上敏彰君） 予算書26ページ、上北台市民センター管理費におけます修繕の内容でござい
ますが、こちらにつきましては、防火シャッターの開閉がちょっとふぐあいが生じておりますので、こちらの修繕が68
万2,000円、あと屋上防水のシリコンがちょっとふぐあいを生じていますので、屋上防水のシリコンの改修を
予定してございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第38号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに御異
議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第18 第39号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第18 第39号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1
号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第39号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年度決算に基づく剰余金が確定したことや、平成28年度の精算による国庫等への返還金及び一般会計繰出金の計上、また保健事業費の増額などに伴いまして、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,358万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億7,687万円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第8款の繰入金は140万5,000円の増額で、職員給与費等繰入金等の増額であります。

第9款の繰越金は8,218万2,000円の増額で、平成28年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第4款の前期高齢者納付金等は4万6,000円の増額で、前期高齢者納付金の確定に伴う増額であります。

第8款の保健事業費は140万4,000円の増額で、特定健康診査等実施計画作成委託料等の計上であります。

第10款の諸支出金は8,213万7,000円の増額で、平成28年度の精算に伴います国庫等への返還金及び一般会計繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（東口正美君） 1点お聞かせください。

11ページの保健衛生諸費というところで、データヘルス計画作成委託料ということですが、これはどんな計画を委託するのか教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 補正予算書11ページ、データヘルス計画等の計画書の策定につきまして御質疑をいただきました。

こちらにつきましては、平成30年度からのですね、6年間の計画をここで策定をするものでございますが、今回予算の計上をさせていただいた部分につきましてはですね、これまで実施してございます保健事業、特に糖尿病重症化予防等ですね、保健事業の結果、そういったものを網羅した形ですね、新たな計画をつくるものでございます。

また、こちらのデータ作成につきましては、平成30年度の国保広域化におきまして、保険者努力支援制度、こういった交付金を受けることとなるんですが、こちらの加点の対象になるということもございまして、ここ

で予算の計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） ありがとうございます。

その保険者努力支援制度というのはどのような制度か、もう一度教えてください。

○保険年金課長（越中 洋君） 保険者努力支援制度につきましては、平成30年度広域化におきまして、医療費のですね、市民の方の健康をですね、に寄与する事業をすることで、医療費を抑制していくといったことになりまして、こういった市の独自の計画に基づいて、例えば健診の受診率が上がったといったこと、そういったものが指標となりまして、交付される交付金となります。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第39号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第19 第40号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第19 第40号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第40号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年度決算に基づく剰余金が確定したことや、平成28年度の精算等による荒川右岸東京流域下水道事業債の増額のほか、東京都による空堀川流域の広域雨水整備調査に係る負担金の計上などに伴いまして、歳入歳

出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ960万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,666万2,000円とするものであります。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は地方債の補正で、地方債の変更は第2表、地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表、歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第6款の繰入金は4,244万5,000円の減額で、平成28年度の決算剰余金の確定に伴います一般会計からの繰入金金の減額であります。

第7款の繰越金は5,094万5,000円の増額で、平成28年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

第9款の市債は110万円の増額で、荒川右岸東京流域下水道事業債と起債額の確定に伴う資本費平準化債の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の事業費は960万円の増額で、空堀川流域広域雨水整備調査負担金の計上による建設事業費の増額であります。これは東京都下水道局が空堀川流域の広域雨水整備に係る調査を実施することに伴い、立川市、武蔵村山市、東大和市の3市で負担金を支出するものであります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

第2表地方債補正で、1の変更であります。荒川右岸東京流域下水道事業につきましては、限度額を5,280万円から5,290万円に変更し、資本費平準化につきましては、限度額を2億3,680万円から2億3,780万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第40号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第41号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第20 第41号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第41号議案、平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年度決算に基づく剰余金が確定したことに伴いまして、歳入予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入予算の補正で、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表歳入予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入予算補正であります。

1の歳入であります。第4款の繰入金は3,745万2,000円の減額で、平成28年度の決算剰余金の確定に伴います一般会計及び基金からの繰入金の減額であります。

第5款の繰越金は3,745万2,000円の増額で、平成28年度の決算剰余金の確定に伴います前年度繰越金の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第41号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第42号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第21 第42号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第42号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年度決算に基づく剰余金が確定したこと等に伴いまして、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,155万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6,506万8,000円とするものであります。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第4款の国庫支出金は1,670万1,000円の増額で、平成28年度介護給付費の確定に伴います過年度分の負担金の計上であります。

第5款の支払基金交付金は22万2,000円の増額で、平成28年度介護給付費の確定に伴います過年度分の交付

金の計上であります。

第6款の都支出金は2,345万6,000円の増額で、平成28年度介護給付費の確定に伴います過年度分の負担金の計上であります。

第9款の繰入金は15万7,000円の増額で、平成28年度の保険料軽減額が確定したことによります過年度分の低所得者保険料軽減繰入金の計上であります。

第10款の繰越金は2億9,101万7,000円の増額で、平成28年度の決算剰余金の確定に伴います、前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第5款の基金積立金は2億1,263万1,000円の増額で、平成28年度の決算剰余金の確定に伴い、介護給付費等準備基金積立金を計上するものであります。

第6款の諸支出金は1億1,892万2,000円の増額で、平成28年度の精算に伴います国庫等への返還金の増額、及び一般会計繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 16ページの介護給付費等準備基金積立金ですけれども、これを積み立てる、2億1,263万1,000円積み立てることで、残高が平成29年度末の見込みで幾らになるのか伺います。

○福祉部参事（伊野宮崇君） 説明書16ページ、介護給付費等準備基金積立金の積み立てた結果の残高で29年度末の残高の見込み額でございますが、6億4,517万9,841円となっております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 第6期介護保険事業計画では、当初この基金積立金の残高が3億円あって、これを全部3年間で使い切って介護保険料の値上げを抑えると。それでも年間1億1,000万円程度の値上げ額になるということになっていたと思います。そうすると、ゼロに予定ではなる積立金が6億4,500万円積み上がったということになると、前回の値上げが必要なかったということにもなる。逆に値下げできたんじゃないかということにもなると思いますけれども、この基金の残高の現況について、市の認識を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 今議員のほうからお話ありましたように、第6期の介護保険事業計画においては、そのような計画を立てておりましたけれども、結果として状況を見てみますと、特に65歳から75歳の前期高齢者と言われる方が27年度から28年度にかけて、介護の認定者数が減っているというような状況も見られてございます。この成果の一つといたしましては、介護予防等が1つには効果が出てきているのかなというふうなところで、第6期の計画の中でそこはちょっと見込み切れなかったというふうなところもございます。

現在、この6億4,500万円強の基金への積立金につきましては、今後第7期の介護保険事業計画を策定していく予定で今現在準備を進めておりますので、第7期の介護保険料の算定におきまして、この辺の活用を審議会のほうとも協議を進めながら、介護保険料の算定に使っていきたいというふうにご存じます。

以上です。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第42号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第43号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（押本 修君） 日程第22 第43号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第43号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成28年度決算に基づく剰余金が確定したことや、東京都後期高齢者医療広域連合への負担金の減額などに伴いまして、歳入歳出予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものであります。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,590万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,830万8,000円とするものであります。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。

第2款の繰入金金は2,004万9,000円の減額で、東京都後期高齢者医療広域連合の平成28年度療養給付費負担金等の精算に伴う一般会計繰入金の減額であります。

第3款の繰越金は3,860万円の増額で、平成28年度の決算剰余金の確定に伴います、前年度繰越金の増額であります。

第4款の諸収入は735万1,000円の増額で、平成28年度の精算に伴います東京都後期高齢者医療広域連合からの負担金の返還金計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は1,143万4,000円の減額で、平成28年度の療養給付費負担金などの精算に伴う東京都後期高齢者医療広域連合への負担金の減額であります。

第5款の諸支出金は3,733万6,000円の増額で、平成28年度の精算に伴います東京都後期高齢者医療広域連合への葬祭費受託事業収入返還金及び一般会計繰出金の計上であります。

以上であります、事項別明細書につきましては説明を省略させていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第43号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第23 陳情の付託

○議長（押本 修君） 日程第23 陳情の付託を行います。

8月30日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会に審査を付託いたします。

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時54分 散会